

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

B

第1 設問1について

1 XはYに対して将来給付の訴えを提起しており、この訴えが適法といえるためには、民事訴訟法(以下法各条省略)135条の定める「あらかじめその請求をする必要がある場合」であること、及び、将来給付を求める基礎となる債権(請求権)とXが有している必要がある。

2 Xは、請求の必要性について。

XはYに対して訴訟における訴訟物は、金銭返還請求権であるが、この権利は、Xがさらに甲と明渡しして、いまだ発生する権利であり、未だ発生している権利ではないので、将来給付の請求をする必要性が認められる。

3 次に、請求適格について。

(1) この点について、請求適格については、いまだ履行の必要がない給付義務についてあらかじめ給付請求をする原告の利益と、将来の給付執行に及ぼす防御のために請求異議の訴え(民事執行法35条1項)を提起しなければならぬ原告の不利とをバランスから判断すべき問題である。そこで、①請求の基礎となるべき事実関係及び法関係が現時点で既に存在し、その継続が予測され、②請求権の成立及びその内容につき債権者に有利な将来の事情の変動があらかじめ明確に予測し得る理由があり、③その事情の変動を請求異議の訴えにより立証するという負担を債権者に課しても不利益とはいえない場合に限り、請求適格が認められる。

(2) ①について。

XはAに対し、事件現行の経緯において甲を貸し付けており、その後Aが死亡、相続において、さらに甲を占有している。そしてXはさらに甲の明渡しを求めていることから、もし甲を明渡しせば、AがXに金銭を払っていたとすると、さらに金銭返還請求権が発生することになる。

従って、請求の基礎となるべき事実関係及び法関係が既に

1 ページ

裏面へ

する。(①不充足)

(3) ②について

教金返還請求権はその性質上、貸物の借借人が借借人に対して
貸物と返還する際、~~貸物の~~ 貸物の状況等により元来の教金から
5 価値が差し引かれることが予定されているものであり、場合によりは
教金全額が~~差引かれる~~ 教金返還請求権の金額が消滅する可能
性もあるものである。すなわち、教金返還請求権は一定の条件付
で成立する権利であり、原則でも消滅の可能性がある。よって、第
1の2でも述べたように、甲の明渡しと受らばじめて初めて発生する権
10 利であるから、このような性質上、教金返還請求権の成立はあらか
じめ明確に予測しうるものではない。債務者であるXにとって有利な
事情の変動があるかも不明確である。(②不充足)

(4) ③について。

そして、(3)でも述べたように教金返還請求はその成立が不明確なもの
15 であるにもかかわらず、この請求が熟慮され、敗訴力が生じた場合に、
債務者であるXが請求異議の訴えにおいて事情の変動と主張し
負担せねばならないとすると、Xにとって不利な結果となり、公平で
ない。(③不充足)。

4 よって、X2には将来給付の訴えの請求権が認められない。この
20 訴えは不適法である。

第2. 設問2について

1 X2による原則の訴えは確認の訴えであるが、この訴えに確認~~と~~
の利益が認められる。

そもそも、確認の訴えの場合、確認判決が無限効となるおそれがあり、
25 よって確認判決は執行力を有しないため、確認の訴えの利益は、真に紛
争解決の必要性、実効性が認められる場合に限定する必要がある。そして、
確認の訴えの利益は、①対象選択の適否、②即時確定の利益の
存在、③方法選択の適否により判断されると解される。

(1) ①について。

30 了対象選択の適否については、原則として現確認対象が自己の、現在

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

④ の、権利・法律関係の、積極的確認請求であることと受ける。

イ 甲が、甲間の確認判決は、乙が乙に對して、敷金返還請求を申し立てていることである。そしてこの請求権は、乙が直接有しているものであるが、~~乙が~~乙を争っている中で乙に對して「自己の」ものであるといえる。次に、敷金返還請求権は権利・法律関係に属するものである。これと乙が有していることと確認されることは、積極的な確認であるといえる。

ウ では、この敷金返還請求権は「現在」のものであるが、

この点、同請求権が発生するのは将来時となるため、将来のものとも考えられる。しかし、あくまで同請求権は、乙が甲の明渡しを拒否するという現在の問題において争われる条件付き請求権であるから「現在」のものであるといえる。

エ 従って、⑦を充足する。

(2) ②について。

ア 即時確定の利益が認められるには、四原告の権利ないし法的地位について危険ないし不平等が現存し、④その除去のために確認判決により即時に権利ないし法的地位を確認する必要がある場合でない限りはならない。

イ ~~甲が~~乙について。

甲間では、乙が、Aから甲の現行の権利時に受け取ったのは礼金であって、敷金ではないとの主張を述べており、この点では乙はAから敷金を受けとることはできないから争いがある。

従って、原告である乙には、敷金を受けとることはできない危険ないし不平等が現存している(④充足)。

ウ ②について。

イで述べたような争い関係の下では、乙がAから甲の現行の権利時に受けとった礼金が敷金であることと、取引を争う確認判決を受けるとして確認しなくては、乙に生じている危険ないし不平等を取り除く

3 ページ

裏面へ

ことは737811。

従って、②も充足する。

(3) ③について

他の訴訟類型ないしその他の手段に於ける方が適切である場合には、

原則として確執の利益は認められない。

本問では、②の敷金返還請求権が存するとして確認するには、第1で確認したように将来給付の訴えに於けることではない。また、その他の給付訴訟や形成訴訟などを用いても、②が属する問題解決に資することはない。

従って、他に適當な手段はないので、③も充足する。

2 以上より、①ないし③の判断より、②には確執の利益が認められず
以上

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。